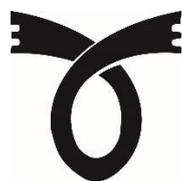


第9期鷹栖町介護保険事業計画

鷹栖町高齢者福祉計画

2024年度～2026年度

(令和6年度～令和8年度)



鷹 栖 町

目次

第1章 計画の概要について	1
1 計画の策定根拠.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の実施期間.....	2
4 計画策定体制.....	2
5 日常生活圏域.....	2
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	3
1 人口・被保険者数の推計.....	3
2 高齢者数の推計.....	4
3 要介護（要支援）認定者数の推計.....	5
4 第8期計画重点目標に対する取組結果.....	6
5 第9期計画の基本指針について.....	14
第3章 基本理念・施策の体系	15
1 基本理念.....	15
2 基本目標.....	16
3 施策の方向性.....	17
4 施策の体系図.....	19
第4章 施策の展開	20
第5章 介護保険事業費の見込み及び介護保険料	33
1 介護保険料算定の流れ.....	33
2 介護給付サービスの利用状況と見込み量.....	34
3 介護保険サービスの給付見込み.....	40
4 介護保険料の推計.....	44
第6章 計画の推進について	49
用語解説	50

第1章 計画の概要について

1 計画の策定根拠

第9期鷹栖町介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に基づき策定されます。本計画は、高齢者への保健福祉事業を総合的に推進する必要性から、老人福祉法第117条第1項に基づく鷹栖町高齢者福祉計画と一体的に策定するものとします。

○老人福祉法第20条の8第1項

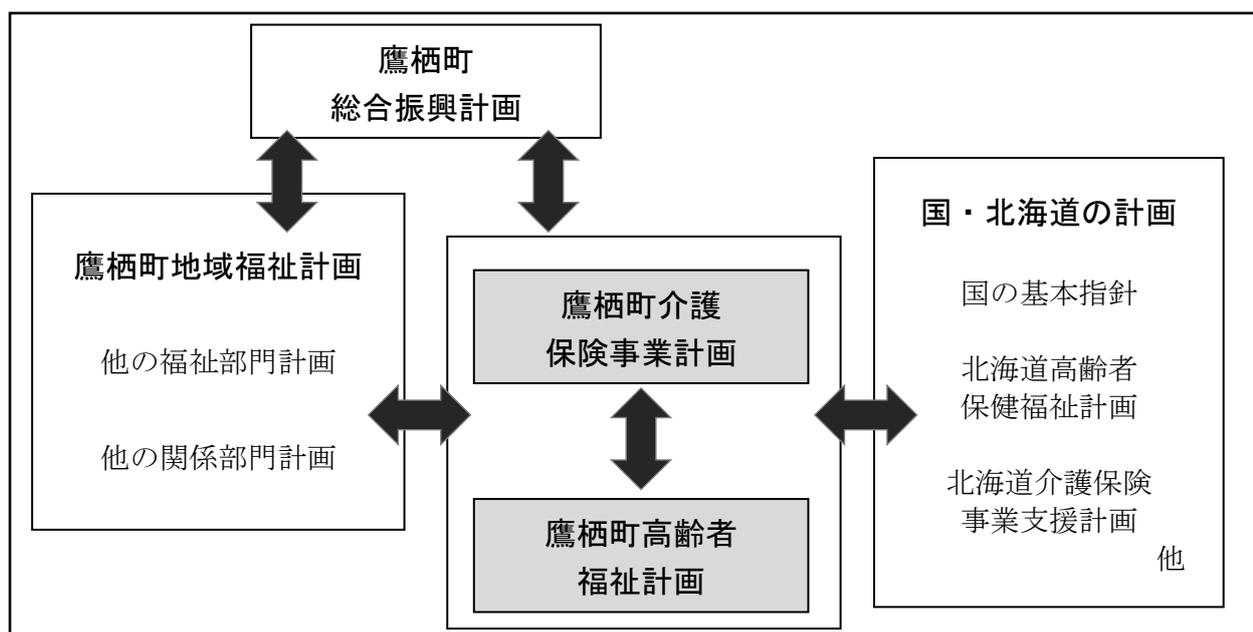
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

○介護保険法第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 計画の位置づけ

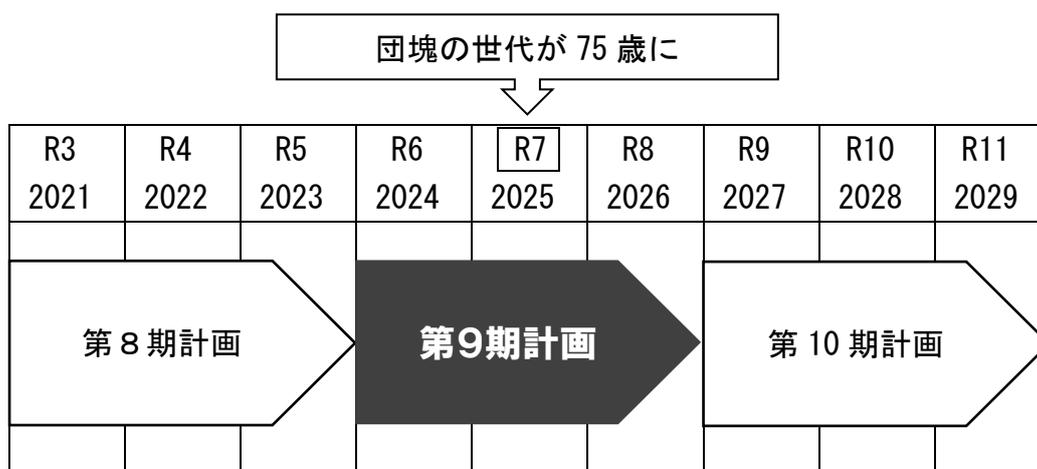
本計画は、鷹栖町総合振興計画を上位計画として、介護保険事業及び老人福祉事業の安定した供給や円滑な遂行を目標とした計画です。計画の策定にあたっては、上位計画との整合性に配慮しつつ、鷹栖町地域福祉計画や他の各種計画の調和を目指します。



3 計画の実施期間

本計画の実施期間は、介護保険法第 117 条第 1 項にて「三年を一期とする」と定められていることから、令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）までの 3 年間とします。

また、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳となる令和 7 年（2025 年）、そしてその先の現役世代の減少が顕著になってくる令和 22 年（2040 年）を見据え、第 8 期計画で掲げた目標・施策を継承しつつ、地域包括ケアシステムをはじめとした高齢者施策の推進を行います。



4 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、被保険者代表、保健・福祉・医療関係者 13 名で構成される「鷹栖町介護保険事業計画策定審議会」を設置しました。審議会では、介護保険の利用状況や地域支援事業の実施状況、今後のサービスの利用推移等を確認・審議し、第 9 期計画の策定を進めました。

5 日常生活圏域

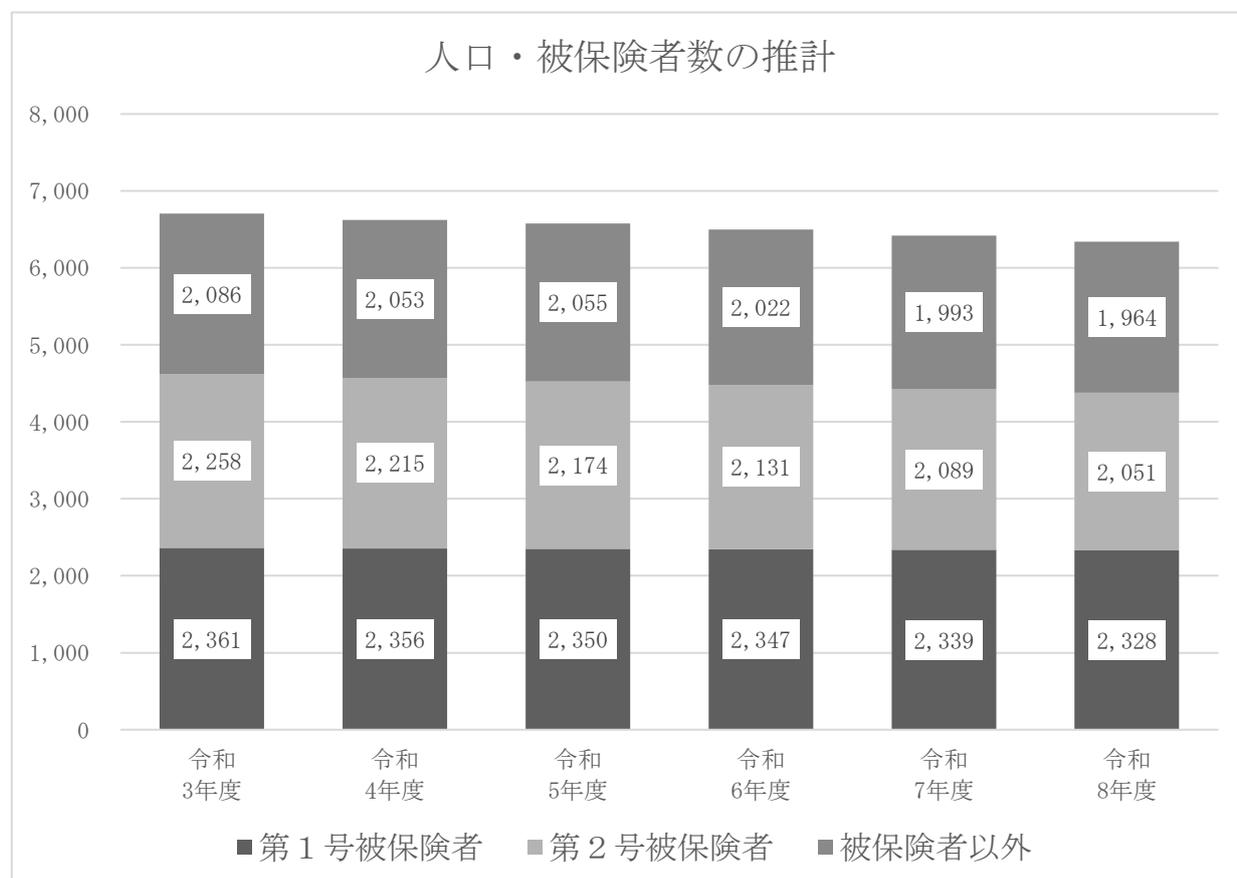
高齢者が要介護（要支援）状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、引き続き鷹栖町全体を一つの日常生活圏域として設定します。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 人口・被保険者数の推計

本町の総人口は減少が続いています。介護保険の第1号被保険者である65歳以上の高齢者の人口は、令和2年度をピークに減少に転じており、第2号被保険者である40～64歳の人口も、減少傾向で推移すると見込まれます。

	第8期実績			第9期（見込）			伸び率 ※第9期平均 /令和5年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
総人口（人）	6,705	6,624	6,579	6,500	6,421	6,343	97.6%
総被保険者数（人）	4,619	4,571	4,524	4,478	4,428	4,379	97.9%
総被保険者数のうち第1号	2,361	2,356	2,350	2,347	2,339	2,328	99.5%
総被保険者数のうち第2号	2,258	2,215	2,174	2,131	2,089	2,051	96.2%
総人口に対する 被保険者の割合	68.9%	69.0%	68.8%	68.9%	69.0%	69.0%	

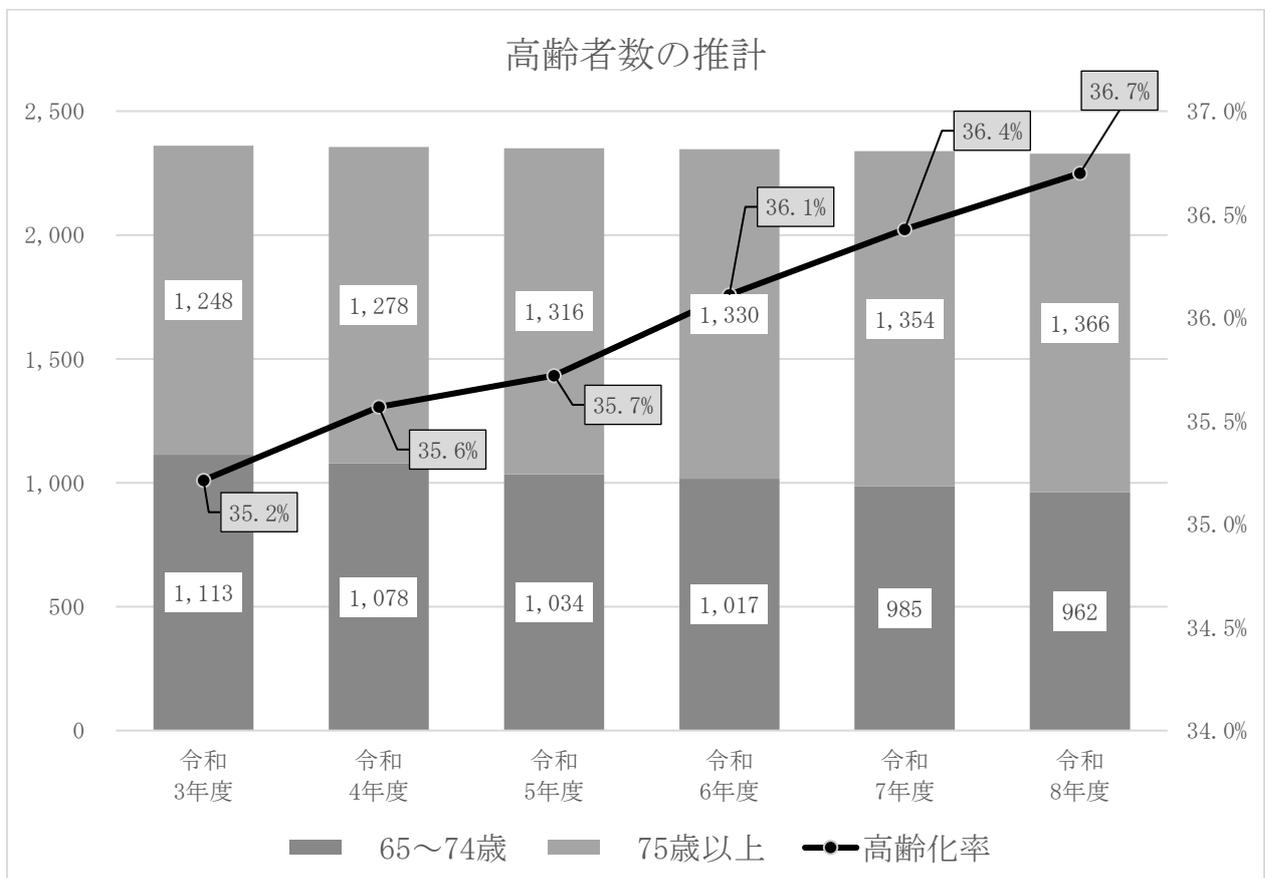


2 高齢者数の推計

65歳以上の高齢者人口のうち、前期高齢者の65～74歳の人口は減少、75歳以上の後期高齢者人口は増加を見込んでいます。

高齢化率は上昇し、令和5年度数値から第9期計画3年間の平均値の伸び率は101.9%となっています。

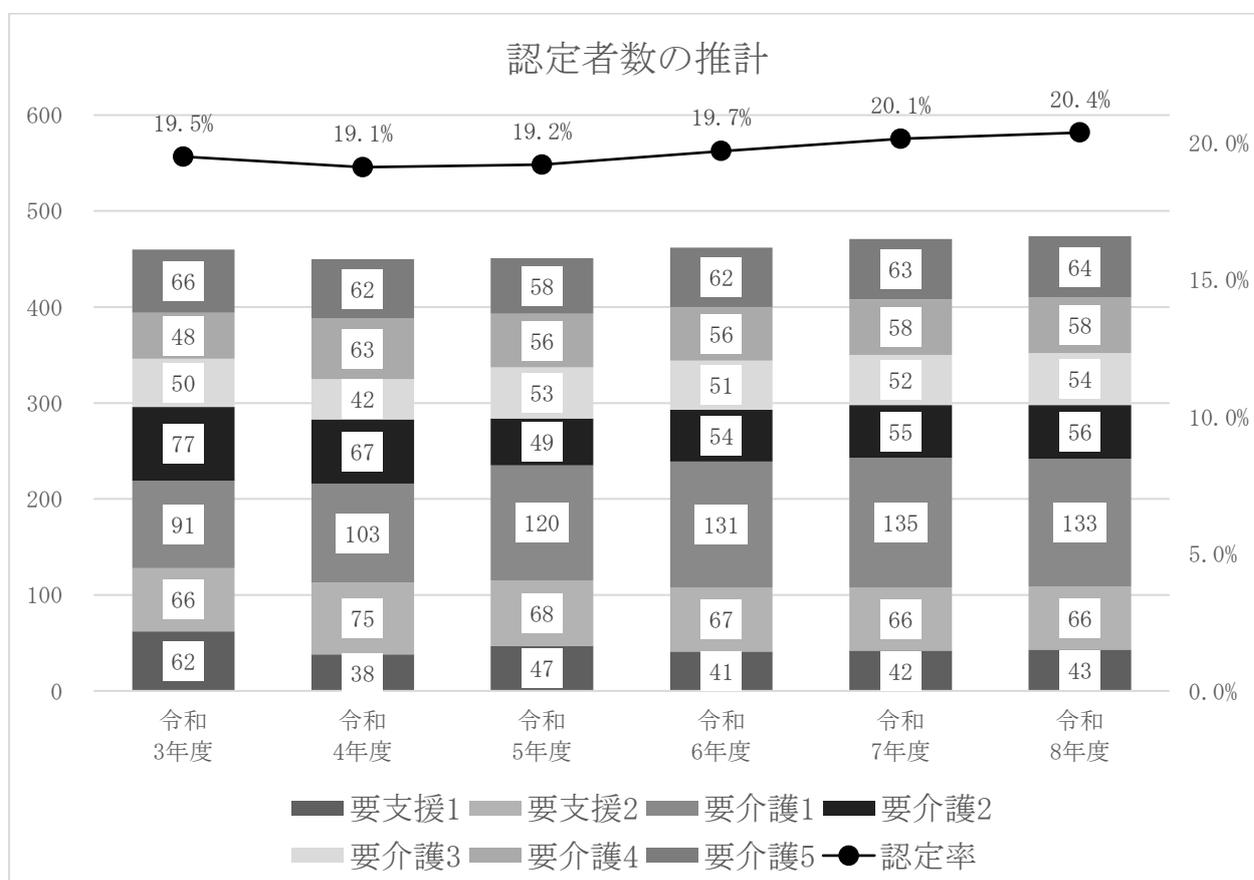
	第8期実績			第9期（見込）			伸び率 ※第9期平均 /令和5年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総人口（人）	6,705	6,624	6,579	6,500	6,421	6,343	97.6%
65歳以上	2,361	2,356	2,350	2,347	2,339	2,328	99.5%
65～74歳	1,113	1,078	1,034	1,017	985	962	95.6%
75歳以上	1,248	1,278	1,316	1,330	1,354	1,366	102.6%
高齢化率	35.2%	35.6%	35.7%	36.1%	36.4%	36.7%	101.9%
65～74歳（割合）	16.6%	16.3%	15.7%	15.6%	15.3%	15.2%	97.9%
75歳以上（割合）	18.6%	19.3%	20.0%	20.5%	21.1%	21.5%	105.1%



3 要介護（要支援）認定者数の推計

要介護（要支援）認定者数は、後期高齢者数が増加することを考慮し、増加傾向になると見込んでいます。また、第1号被保険者数に比べ要介護（要支援）認定者数が大きく増加するとしているため、認定率も増加傾向にあると見込んでいます。

	第8期実績			第9期（見込）			伸び率 ※第9期平均 /令和5年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
第1号被保険者数	2,361	2,356	2,350	2,347	2,339	2,328	99.5%
総数（人）	460	450	451	462	471	474	104.0%
総数のうち要支援1	62	38	47	41	42	43	89.4%
要支援2	66	75	68	67	66	66	97.5%
要介護1	91	103	120	131	135	133	110.8%
要介護2	77	67	49	54	55	56	112.2%
要介護3	50	42	53	51	52	54	98.7%
要介護4	48	63	56	56	58	58	102.4%
要介護5	66	62	58	62	63	64	108.6%
認定率	19.5%	19.1%	19.2%	19.7%	20.1%	20.4%	



4 第8期計画重点目標に対する取組結果

重点目標1 生涯にわたっていきいきと地域で活躍する環境づくり

①生きがいがづくり支援

老人会、高齢者事業団の運営支援、ななかまど大学の運営を行っています。定年延長、再雇用制度の拡充により、加入率等は減少傾向にありますが、今後も高齢者の生きがいがづくりにつながるよう各取り組みを継続していきます。

②就労の支援

高齢者等が意欲と能力等を十分に発揮し、年齢に関係なく働き続けられるよう、「生涯現役促進地域連携事業」を通じ雇用の需給を図っています。

③住民主体のサービス事業への支援

有償の家事援助等サービスを提供している「NPO法人愛・び・すけっと」は、要支援者等の通院同行や家事援助、鷹栖地区サロンの運営等を実施しています。支援を必要としている方への「愛・び・すけっと」の紹介など、サービス提供体制に対する引き続きの支援を行います。

地域の課題を共有し、地域の多様な主体による多様な取り組みを結び付けるために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。

区分（単位）	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生涯現役促進地域連携事業就労者数（人）	計画値	増加	増加	増加
	実績値	17	50	100

重点目標 2 健康づくりと介護予防の推進

①健康づくりの推進

介護予防教室については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が減少した教室もありますが、活動が再開されつつあります。「フィットネス倶楽部コレカラ」でも、コロナ禍で利用者が落ち込んだ年もあったものの、徐々に運動習慣が戻っています。町主催の体操教室は、個々の身体能力に応じて参加できる通いの場として、事業展開をしています。また、老人会などで、出前講座として歯科衛生士や保健師による健康教育を実施しました。

今後も、あったかすりハビリ体操指導士の養成をはじめとした住民主体による介護予防活動の立ち上げ・活動支援と、健康づくり・介護予防の推進に、関係機関と連携して取り組む必要があります。

②感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症に対する対応については、国や道が行う事業等について介護事業所等に迅速に情報提供を行ったほか、発生状況を随時把握し、関係機関と連携を図りました。

③疾病の予防及び早期発見の充実

生活習慣病の予防や心身の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、各種健康診査の受診率の向上、医療機関と連携した保健指導に取り組んでいます。

区分（単位）	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フィットネス倶楽部 コレカラ登録者（人）	計画値	400	410	420
	実績値	413	416	426
フィットネス倶楽部コレ カラ実利用者（人）	計画値	140	145	150
	実績値	151	157	185
いきいき元気健康ひろば 参加者（人）	計画値	130	140	150
	実績値	104	98	91
いきいき元気はつらつ教 室参加者（人）	計画値	29	30	30
	実績値	18	18	13
認知症予防教室参加者 （人）	計画値	17	18	19
	実績値	21	21	13
口腔機能向上教室参加者 （出前講座含む・人）	計画値	30	30	30
	実績値	29	1	0
平均自立期間（要介護2 以上、男性・歳）	計画値	令和2年度の79.5歳より向上		
	実績値	79.4	79.7	80.9
平均自立期間（要介護2 以上、女性・歳）	計画値	令和2年度の84.3歳より向上		
	実績値	84.4	85.1	84.3
後期高齢者健康診査の 受診率（%）	計画値	令和2年度の43.0%より向上		
	実績値	49.6	52.8	53.0

重点目標 3 地域包括支援体制（地域包括ケアシステム）の充実

①総合相談

地域包括支援センターと基幹相談支援センターなど福祉の総合相談の窓口として設置している「生活福祉相談センター」では、高齢による身体や認知面の不安、要介護認定の相談をはじめ、8050 問題など世帯の複合的な困りごとを丸ごと受け止め、分野を超えて複数の部署や機関が横断的に支援する体制を構築しています。また複雑化、複合化する地域課題に対し、重層的支援体制整備事業を実施することにより、属性を問わない包括的な支援体制を進めています。

また、定期的な地域ケア会議で、個別の困難事例への対応方法及び支援内容を関係者で検討しています。

②多様な住まいの確保

高齢者が地域で安心して生活できるよう、高齢者向け公営住宅（そよかぜ団地全 36 戸）と民間施設であるサービス付き高齢者住宅（全 18 戸）の情報提供を行うとともに、日常生活相談を行う援助員を配置しています。

③在宅医療・介護連携の推進

医療と介護、生活支援を連携させ、在宅生活を安心して過ごせるよう、北海道総合在宅ケア財団旭川地域鷹栖訪問看護ステーション（サンホールはびねす内）を設置、また病院の相談員やケアマネジャー等との連携により、包括的な支援体制構築に取り組んでいます。

④介護予防・生活支援サービスの充実

住民主体による介護予防教室は、あったかすりハビリ体操指導士の養成により実施ができています。体操指導士の意識は非常に高く、意欲的に活動されている方も多くおり、介護予防事業を展開していく上での協力は不可欠となっています。

地域における自主的な居場所づくりに向け、拠点サロンの立ち上げ支援や情報提供を行っており、順調に拠点型サロンの設置が進んでいます。

配食サービス事業は、見守りも兼ねたもので、引き続き需要増が見込まれることから必要な方に有効に活用していきます。徘徊高齢者家族支援事業は、認知症の人などが徘徊等で自宅へ戻るのが困難な時に早期に発見するシステムです。住民やケアマネジャー等、関係機関へ事業を周知し、必要な方へ活用してもらえよう進めます。さらに重度在宅生活者介護支援金及び家族介護用品支給事業により、在宅で生活する高齢者とご家族の経済的負担の軽減を図っています。

区分（単位）	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議開催数（回）	計画値	12	12	12
	実績値	12	12	12
生きがい活動援助員配置	計画値	配置	配置	配置
	実績値	配置	配置	配置
あったかすりハビリ体操 指導士養成者数（人）	計画値	10	10	10
	実績値	0	6	5
拠点サロン数（件）	計画値	3	3	4
	実績値	3	3	4
配食サービス事業利用者 数（人）	計画値	67	70	70
	実績値	70	84	76
徘徊高齢者家族支援事業 利用者数（人）	計画値	2	3	4
	実績値	1	0	0
重度在宅生活者介護支援 金（人）	計画値	22	23	24
	実績値	15	20	15
家族介護用品支給事業 （おむつ助成）（人）	計画値	8	9	10
	実績値	4	5	2

重点目標 4 高齢者の尊厳を守る社会づくり

①権利擁護の推進

孤立防止に向けた見守り活動や、高齢者虐待の発生防止などの権利擁護対策の取り組みを、町の担当部署を始め、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護事業者、医療機関など地域の様々な関係者との連携のもと取り組みを進めるとともに、講座やフォローアップ研修を開催し、市民後見人の養成を図っています。

また、高齢者を狙った巧妙化する悪質商法や詐欺等の消費者トラブルの相談窓口「生活福祉相談センター」で、問題解決のための助言やあっせん、相談窓口の周知や未然防止の啓発を行っていますが、判断能力の低下等支援を必要とする人が必要な時にサービスを利用できるよう、成年後見制度の更なる普及啓発が必要と考えます。

②認知症施策の推進

認知症サポーター養成講座により、サポーターは継続的に増加しています。

旭川地域SOSやまびこネットワークを活用し、行方不明になった認知症高齢者をいち早く発見・保護する取り組みを実施しています。

認知症への正しい理解や認知症高齢者の家族の交流、相談の場として「認知症カフェ」を実施しています。

区分（単位）	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民後見人養成講座修了者（人）	計画値	11	12	13
	実績値	10	10	11
認知症サポーター養成者数（人/年）	計画値	35	40	45
	実績値	29	51	36

重点目標 5 介護サービス基盤の水準の維持・向上

①介護保険適正化

介護給付の適正化事業として、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知に取り組みました。

②介護人材の確保

介護に関心を持つ介護未経験者を対象に、基本的な知識を得てもらい介護分野への人材確保を図る「介護に関する入門的研修」をはじめ、北海道鷹栖高等学校における「介護職員初任者研修」など、福祉・介護に対する理解促進を図り人材確保の取り組みを進めています。また、日本で介護福祉の仕事に就きたいという留学生を支援・育成する「外国人介護福祉人材育成支援事業」では、奨学金の給付を通じ町内での介護人材不足の緩和を目指しています。

卒業後にU・J・Iターン等をして鷹栖町内等の福祉系事業所に勤務し、町内に居住している専門職に対し、返還している奨学金の一部補助や、町内事業所に雇用され町内の賃貸住宅に居住する方への家賃助成を行ったり、移住体験に介護の仕事を紹介したりするなど、他の部署と連携した取り組みも実施しています。

③低所得者等に対する負担軽減

低所得者等への除雪サービス、交通費助成、在宅サービス費助成等により、在宅生活の負担軽減を図っています。

④災害等への対策

自然災害や感染症等の被害を最小限に抑え、素早い事業所再開を目指すことができるよう、業務継続計画（BCP）の策定を支援しました。

区分（単位）	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査票点検件数（件）	計画値	全件	全件	全件
	実績値	全件	全件	全件
ケアプラン点検実施件数（件）	計画値	3	3	3
	実績値	9	4	6
住宅改修・福祉用具利用者宅の理学療法士関与件数（件）	計画値	3	3	3
	実績値	3	24	11
住宅改修・福祉用具利用者宅の理学療法士確認件数（件）	計画値	全件	全件	全件
	実績値	全件	全件	全件
医療情報との突合点検	計画値	12	12	12
	実績値	12	12	12
医療情報との縦覧点検	計画値	12	12	12
	実績値	12	12	12
介護給付費通知	計画値	全受給者に対し年2回通知		
	実績値	全受給者に対し年2回通知		
介護職員初任者研修修了者数（人）	計画値	23	24	25
	実績値	17	13	26
介護に関する入門的研修修了者数（人）	計画値	17	18	19
	実績値	20	37	31
外国人介護福祉人材就業者数（人）	計画値	3	4	5
	実績値	3	4	5

5 第9期計画の基本指針について

厚生労働省は令和5年7月10日の社会保障審議会介護保険部会において、第9期介護保険事業計画の基本指針を提示しました。基本指針は、市町村が介護保険事業計画を策定する際のガイドラインの役割を果たしています。

第9期では、第8期計画の基本方針を踏襲し、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進等について、引き続き取り組みを進めていくことが示されています。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みを、サービス提供事業者を含め地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を促進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえ、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への地域の理解を深めることが重要

②保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化を図る必要

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組の総合的実施

第3章 基本理念・施策の体系

1 基本理念

団塊の世代が全員75歳以上となる2025年（令和7年）を計画期間中に迎え、2040年（令和22年）に向けて、高齢者人口の割合がさらに上昇し、15歳から64歳までの生産年齢人口が急速に減少していくことが想定されています。町の総人口は減少が続いており、今後も人口減少は続くことが見込まれています。

このような社会の変化に対応するため、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みである「地域包括ケアシステム」のさらなる深化、推進に注力するとともに、一人ひとりが地域の課題を我が事としてとらえながら地域づくりに参加し、世代や分野を超えて丸ごとつながる「地域共生社会の実現」を目指します。

第9期計画では、これまでの理念や方針を発展的に継承しながら、地域の高齢化や人口減少を見据え、「住み慣れた地域で、生涯元気で安心して暮らし、いきいきと活動できる共生社会の実現」を基本理念とし、3つの基本目標に基づき、施策を展開します。

高齢者が住み慣れた地域で、“生涯元気”で安心して暮らし、
いきいきと活動できる共生社会の実現

2 基本目標

基本目標 1 住み慣れた地域で生涯元気に活躍できるまち

誰もが生きがいを持って、充実した毎日を送ることが、「住みよいまち」、「住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」につながります。

スポーツや趣味活動などを楽しみ、地域社会の一員として活躍し、高齢者同士や他の世代とも交流しながら、いきいきと健康に暮らせるまちづくりを推進し、「住み慣れた地域で生涯元気に活躍できるまち」を目指します。

基本目標 2 みんなで支え合い誰もが笑顔で暮らせるまち

つながり支え合う地域共生社会の理念に基づき、安心して暮らせる地域づくりを進めるため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。また、安心して在宅生活を継続することを支援するため、医療と介護の連携を強化し、切れ目なく一体的に提供できる体制づくりを推進するとともに、高齢者の保護及び養護者に対する相談、支援等を行う体制を強化します。

不安を感じた時に誰でも相談できる場所、介護が必要な状態や認知症になっても住み慣れた地域で生活できる体制、災害等の緊急時の対応等、幅広く施策を推進することで「みんなで支え合い誰もが笑顔で暮らせるまち」を目指します。

基本目標 3 安心して介護が受けられるまち

高齢などにより介護が必要な状態になったとしても、可能な限り住み慣れた自宅で生活を営むことができるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉にわたる各種サービスの包括的・継続的な提供体制の整備を進めます。

必要とする介護サービスを安心して受けることができるよう、介護保険制度の適正化、サービスの質の確保・向上、計画的な基盤整備等を推進することで「安心して介護が受けられるまち」を目指します。

3 施策の方向性

基本目標 1 住み慣れた地域で生涯元気に活躍できるまち

施策	主な事業・取り組み
①生きがいつくり・就労支援	老人会活動推進事業 ななかまど大学開催事業 生涯現役地域づくり環境整備事業 地域介護予防支援事業【住民主体の介護予防活動】 居場所づくり事業【サロン】
②住民主体のサービス事業の支援	生活支援体制整備事業 地域共生社会推進事業【買い物支援事業】
③健康づくりの推進	一般介護予防事業【各種介護予防教室】 地域介護予防活動支援事業【フィットネス倶楽部コレカラ】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
④疾病の予防及び早期発見の充実	予防接種事業 各種健康診査事業

基本目標 2 みんなで支え合い誰もが笑顔で暮らせるまち

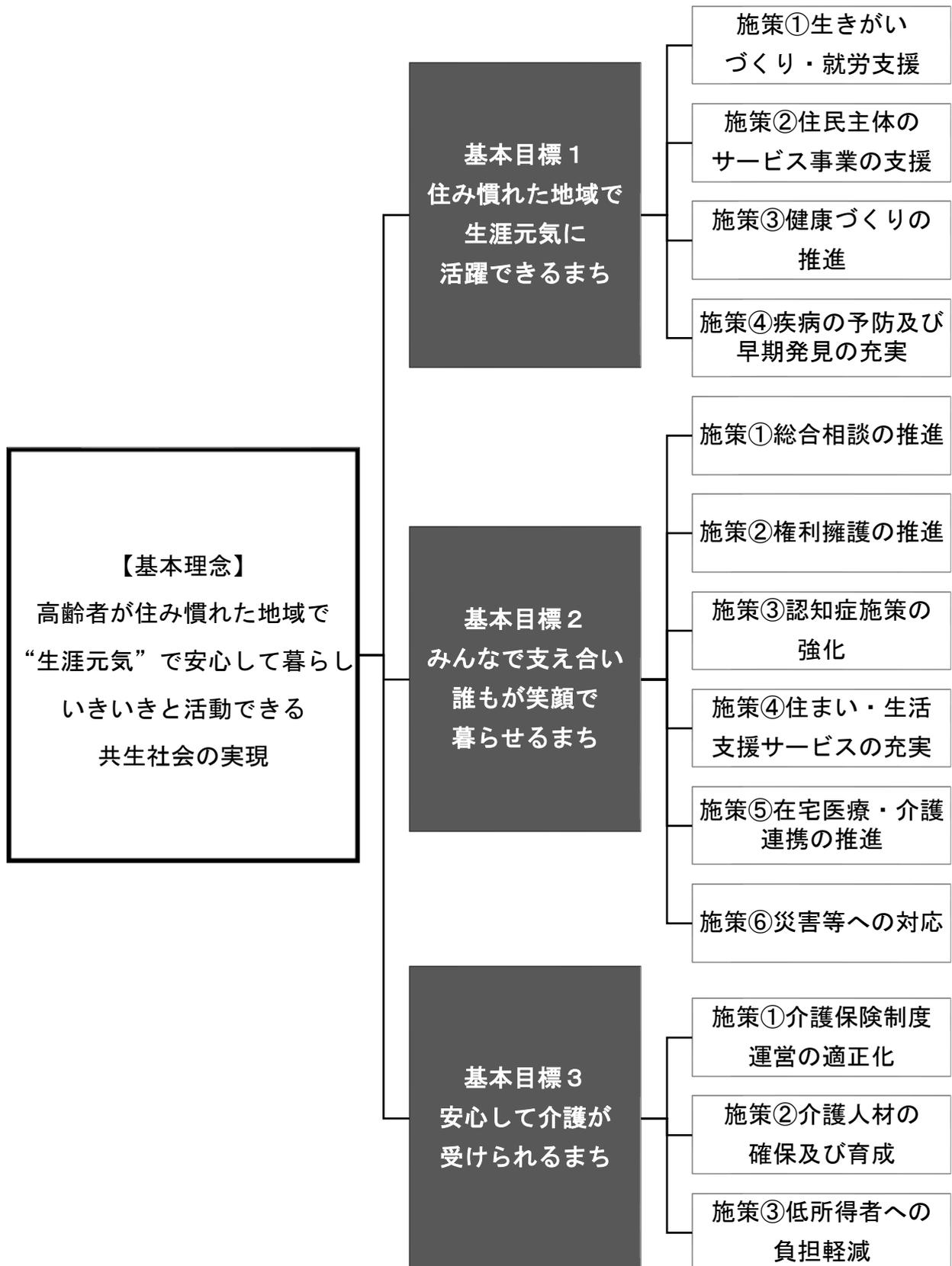
施策	主な事業・取り組み
①総合相談の推進	地域共生社会推進事業【重層的支援体制整備事業】 包括的支援事業【総合相談支援事業】 地域包括支援センター事業
②権利擁護の推進	包括的支援・任意事業【権利擁護事業】 包括的支援事業【総合相談支援事業】（再掲） 認知症総合支援事業 消費者行政活性化事業
③認知症施策の強化	認知症総合支援事業（再掲）
④住まい・生活支援サービスの充実	高齢者在宅生活支援事業【移送サービス、除雪サービス、安心すまい住宅補助金、屋根雪下ろし助成、重度在宅生活者介護支援金等】 高齢者安全推進事業【緊急通報システム】 高齢者交通費助成事業 包括的支援事業・任意事業【高齢者向け住宅】 包括的支援事業・任意事業【配食サービス、家族介護支援事業（徘徊高齢者家族支援事業）】 持続可能な地域形成推進事業【地域運営組織・集落支援員】

⑤在宅医療・介護連携の推進	訪問看護ステーション活用事業 在宅医療介護連携推進事業
⑥災害等への対応	各種感染症対策事業 【介護サービス事業者への支援・指導】 【災害発生時における連絡・協力】 【避難行動要支援者名簿、福祉避難所、個別避難計画】

基本目標3 安心して介護が受けられるまち

施策	主な事業・取り組み
①介護保険制度運営の適正化	認定審査会費・認定調査費【認定の適正化】 介護（予防）サービス等諸費【給付の適正化】 審査支払手数料【介護サービス事業者への指導、ケアプラン点検等による介護給付の適正化】
②介護人材の確保及び育成	鷹栖高校介護職員初任者研修事業 外国人介護福祉人材育成支援事業 福祉人材確保推進事業
③低所得者への負担軽減	社会福祉法人等利用者負担軽減事業 高額介護（予防）サービス費 包括的支援事業・任意事業【家族介護支援事業（家族介護用品支給事業）】 高齢者在宅生活支援事業【在宅サービス助成】

4 施策の体系図



第4章 施策の展開

基本目標1 住み慣れた地域で生涯元気に活躍できるまち

①生きがいづくり・就労支援

高齢者が地域社会において自立した生活を送るためには、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。その一方で、定年の延長などを背景に、老後の生き方への価値観が多様化されており、活躍の様々な場が必要です。

老人会及びななかまど大学では、高齢者の主体的な活動で、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、社会参加を行い健康寿命の延伸を目指しています。

就労では、「生涯現役地域づくり環境整備事業」において包括的な就労体制を構築するために、高齢者事業団の事業を社会福祉協議会が引継ぎ、個々のニーズやライフスタイルに合わせた仲間づくり・居場所づくりとなる就労環境を目指し、すべての人が生きがいを感じながら輝き続けられる地域づくりを進めます。

超高齢化社会で地域の活力を維持していくためには、元気な高齢者がいきいきと活躍することが重要です。地域において、住民主体の介護予防活動が促進されるよう支援に努めます。あったかすりハビリ体操指導士による体操教室はじめ、住民主体による通いの場の普及と促進を図ります。また、地域住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活動できる場として、サロンの運営について支援します。

主な事業

- 老人会活動推進事業
- ななかまど大学開催事業
- 生涯現役地域づくり環境整備事業
- 地域介護予防支援事業【住民主体の介護予防活動】
- 居場所づくり事業【サロン】

計画見込

区分（単位）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生涯現役地域づくり環境整備事業就労者数（人）	100	113	123	135
あったかすりハビリ体操指導士による体操教室（回）	200	220	220	240
拠点サロン数（件）	4	5	5	5

②住民主体のサービス事業の支援

少子高齢化に伴い現役世代の減少が顕著になる中で、様々な分野で人材不足が深刻な状況です。元気な高齢者をはじめとした住民が、生活支援の担い手・支え手となることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と社会参加の推進を一体的に図ることが望まれます。

買い物支援事業や、有償の家事援助等サービスを提供する「NPO法人愛・び・すけっと」の活動など、住民主体で有償・無償のボランティア等により提供される福祉サービス提供体制整備に、社会福祉協議会と連携し引き続き支援を行います。

地域の課題を共有し、地域の多様な主体による多様な取り組みを有機的に結び付けるために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を引き続き配置します。

主な事業

- 生活支援体制整備事業
- 地域共生社会推進事業【買い物支援事業】

計画見込

区分（単位）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
買い物支援事業の利用者数（人）	36	40	40	40
愛・び・すけっと地域生活支援活動※の利用件数（件）	300	300	300	300

※家事援助と外出支援を合算した値

③健康づくりの推進

介護予防の普及、意識啓発に努め、要支援・要介護状態となる高齢者を早期に把握し、介護予防教室等通いの場へつなぐなど、自立した生活への機能維持支援を行うとともに、理学療法士の関与により、リハビリテーションの専門的な知見から効果的な自立支援・重度化防止に必要な支援を行います。

「フィットネス倶楽部コレカラ」、「いきいき・元気・健康ひろば」、「いきいき・元気・はつらつ教室」等、本人の身体状態に合わせた運動の機会を提供するとともに、より多くの人が機能維持・向上や仲間を通じた効果的な運動に興味を持つことができるようPRに努めます。

地域の身近な場所で、介護予防を目的に自主的・継続的に開催され、誰もが参加できる住民運営の居場所である「通いの場」の拡充を図ります。外出機会の創造と介護予防を目的とした通所型の介護予防・認知症予防教室を実施するとともに、住民による介護予防運動「あったかすりハビリ体操指導士」が関わる各地区での体操教室、地域サロンなどの集いの場の活用を進めます。

健診データや運動機能評価データ、参加者の参加動機などにより、事業を検証し、事業の改廃を進めます。

主な事業

- 一般介護予防事業【各種介護予防教室】
- 地域介護予防活動支援事業【フィットネス倶楽部コレカラ】
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

計画見込

区分（単位）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
フィットネス倶楽部コレカラ実利用者（人）	185	160	160	170
フィットネス倶楽部コレカラ利用者延べ人数（人）	7,000	7,000	7,500	7,500
あったかすりハビリ体操指導士養成者数（人）	5	10	10	10
あったかすりハビリ体操教室延べ参加者（人）	2,000	2,000	2,200	2,200
いきいき元気健康ひろば参加者（人）	91	90	90	90
いきいき元気はつらつ教室参加者（人）	13	13	13	13
認知症予防教室参加者（人）	13	13	13	13

④疾病の予防及び早期発見の充実

生活習慣病の予防の大切さ及び重症化による医療費や介護費用の増加等の実態を広く町民に周知します。生活習慣病重症化による合併症の発症・進展抑制を目指し、糖尿病性腎症重症化予防、虚血性心疾患重症化予防、脳血管疾患重症化予防のため、医療受診が必要な人に受診勧奨を、治療中の人に対する医療機関と連携した保健指導を実施します。

また、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の指標として、国保データベース（KDB）システムによる「平均自立期間（日常生活動作が自立している期間の平均）」を用い、健康寿命の延伸を目指します。

主な事業

- 予防接種事業
- 各種健康診査事業

計画見込

区分（単位）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
後期高齢者健康診査の受診率（％）	53.0	53.1	53.2	53.3
後期高齢者のうち脳血管疾患の割合（％）	21.2	21.2	21.2	21.2
後期高齢者のうち虚血性心疾患の割合（％）	16.2	16.2	16.2	16.2
後期高齢者のうち腎不全の割合（％）	14.3	14.3	14.3	14.3
平均自立期間（要介護2以上、男性・歳）	80.9	80.9	80.9	80.9
平均自立期間（要介護2以上、女性・歳）	84.3	84.3	84.3	84.3

基本目標2 みんなで支え合い誰もが笑顔で暮らせるまち

①総合相談の推進

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域におけるネットワークを生かして、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなど支援を行います。

介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のため、家族等に対する相談・支援を行います。このような複雑化、複合化する地域課題に対して、重層的支援体制整備事業を継続して実施し、属性を問わない包括的な支援体制を整備します。

地域ケア会議では、多職種による個別課題の検討や地域課題の発掘、社会資源の開発があります。また、家族の介護力の低下により、ケアマネジャーに求められる役割も増大しています。意見交換をする中で、ケアマネジャーの支援となるよう進めます。

主な事業

- 地域共生社会推進事業【重層的支援体制整備事業】
- 包括的支援事業【総合相談支援事業】
- 地域包括支援センター事業

計画見込

区分（単位）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議開催数（回）	12	12	12	12

②権利擁護の推進

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

孤立防止に向けた見守り活動や、虐待の発生防止などの権利擁護対策の取り組みを、町の担当部署を始め、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護事業者、医療機関など地域の様々な関係者との連携のもと取り組みを進めます。

生活福祉相談センターを窓口として、引き続き悪質商法や特殊詐欺等の相談や問題解決のための助言やあっせんを行うとともに、相談窓口の周知や未然防止の啓発を行うとともに、市民後見人の養成を継続して実施します。

主な事業

- 包括的支援・任意事業【権利擁護事業】
- 包括的支援事業【総合相談支援事業】（再掲）
- 認知症総合支援事業
- 消費者行政活性化事業

計画見込

区分（単位）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民後見人養成講座修了者（人）	11	13	14	15

③認知症施策の強化

国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた施策を推進し、認知症になっても誰もが尊厳をもって安心して暮らせるように、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ等を通じて、認知症に対する社会の理解を深め、より多くの人々がサポーターとして携わることができる仕組みを整えます。

また認知症の状態に応じたケアやサービス提供の流れを示す「認知症ガイドブック」を作成し、情報提供・普及啓発に努めるとともに、本人や家族の視点を重視しながら包括的かつ継続的支援を実施する体制の構築に取り組みます。

認知症の早期発見、早期対応などの医療との連携を進め、ケアの質の向上を図るとともに、高齢者自らが認知症予防を意識し生活習慣を見直しできるよう支援します。

主な事業

- 認知症総合支援事業（再掲）

計画見込

区分（単位）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成者数（人）	36	35	35	35

④住まい・生活支援サービスの充実

今後、独居の高齢者等の増加が見込まれる中、住まいの確保は非常に重要な課題です。高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる住宅・住環境づくりを進めます。

自宅で手すりや段差解消が必要になった場合に、適切な住宅改修が図られるよう、必要に応じて理学療法士の助言を得られる体制を確保します。

高齢者向け公営住宅及びサービス付き高齢者向け住宅に、安否確認、生活相談を行う援助員を引き続き配置します。

高齢者のニーズに応じた住み替えが容易にできるよう、相談体制の充実やニーズに適した住宅等の情報提供、空き家バンクの活用など住み替えの仕組みづくりを進めます。

地域における自立した日常生活の支援のため、引き続き、在宅生活支援として交通費助成、除雪サービスや配食サービス、緊急通報端末の貸与等を行います。また、重度（要介護4及び5）の方と同居し介護される方へ支援金を支給し、在宅生活の負担軽減を図ります。

高齢化の進行や高齢独居世帯・高齢夫婦世帯の増加等で在宅サービスのニーズは増加しています。地域のつながりやICTの活用など、持続可能な制度となるよう検討を進めます。

主な事業

- 高齢者在宅生活支援事業【移送サービス、除雪サービス、安心すまい住宅補助金、屋根雪下ろし助成、重度在宅生活者介護支援金等】
- 高齢者安全推進事業【緊急通報システム】
- 高齢者交通費助成事業
- 包括的支援事業・任意事業【高齢者向け住宅】
- 包括的支援事業・任意事業【配食サービス、家族介護支援事業（徘徊高齢者家族支援事業）】
- 持続可能な地域形成推進事業【地域運営組織・集落支援員】

計画見込

区分（単位）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生きがい活動援助員配置	配置	配置	配置	配置
配食サービス事業利用者数（人）	76	80	83	85
徘徊高齢者家族支援事業利用者数（人）	0	1	1	1
重度在宅生活者介護支援金（人）	15	16	17	18

⑤在宅医療・介護連携の推進

病院の相談員やケアマネジャー等との連携により、医療・介護を包括的に提供できるよう体制整備に努めます。

医療と介護、生活支援を連携させ、町民の方が在宅生活を安心して過ごせるよう、引き続き北海道総合在宅ケア財団旭川地域鷹栖訪問看護ステーション設置に係る経営支援を行います。

医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療・介護関係者・住民等を対象に研修等を開催し、在宅医療と介護連携の普及啓発を図ります。

主な事業

- 訪問看護ステーション活用事業
- 在宅医療介護連携推進事業

計画見込

区分（単位）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携関係者の研修（回）	1	1	1	1

⑥災害等への対応

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、各種取組を推進します。

災害発生時における要介護高齢者等の避難行動などの確保のため、避難行動要支援者名簿の情報更新や福祉避難所の整備及び個別避難計画の策定に向けた調査研究などの取組を継続して進めます。

各種感染症などに対応する健康管理体制の強化を図り、国、道及び介護事業所等が連携し、感染症対策に向けた体制を整備します。また日頃から町内介護事業所等と連携し、災害・感染症が発生した場合にも必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、BCP（業務継続計画）の策定や研修・訓練の実施状況把握や情報共有を行い、体制の構築を図ります。

主な事業

- 各種感染症対策事業
- 【介護サービス事業者への支援・指導】
- 【災害発生時における連絡・協力】
- 【避難行動要支援者名簿、福祉避難所、個別避難計画】

基本目標3 安心して介護が受けられるまち

①介護保険制度運営の適正化

介護給付の適正化では、要介護認定の適正化、ケアプラン点検・住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合の主要3事業について取り組みます。

- ・要介護認定の適正化：指定居宅介護支援事業者等が実施した区分変更認定又は更新認定に係る認定調査票を全件点検します。認定調査票や主治医意見書、特記事項との整合性の確認で認定の平準化を進めます。
- ・ケアプランの点検：主任ケアマネジャーと連携し、利用者の自立支援に資するケアプランになっているかを、担当ケアマネジャーと共に点検します。今後も自立支援に資するケアマネジメント手法の共有により、資質向上を図っていく必要があります。
- ・住宅改修等の点検：利用者に対して訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。必要に応じて、リハビリテーション専門職が住宅改修・福祉用具の利用について助言を行います。
- ・縦覧点検・医療情報との突合：医療保険と介護保険の重複請求等介護報酬不正を発見し、不適切なサービスを提供する事業所を指導することを目的に、医療情報との突合、縦覧点検を国民健康保険団体連合会に委託し実施します。

主な事業

- 認定審査会費・認定調査費【認定の適正化】
- 介護（予防）サービス等諸費【給付の適正化】
- 審査支払手数料【介護サービス事業者への指導、ケアプラン点検等による介護給付の適正化】

計画見込

区分（単位）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査票点検件数（件）	全件	全件	全件	全件
ケアプラン点検実施件数（件）	6	3	3	3
住宅改修・福祉用具利用者宅の理学療法士関与件数（件）	11	13	13	15
医療情報との突合点検	12	12	12	12
医療情報との縦覧点検	12	12	12	12

②介護人材の確保及び育成

介護現場を支える人材の確保は、必要な介護サービスの提供体制確保のために取り組まなければならない深刻な課題です。

介護職員等の人材確保・定着を図るため、介護未経験者を対象とした入門的研修や、北海道鷹栖高等学校における介護職員初任者研修、さらに外国人介護福祉人材育成支援事業などに引き続き取り組みます。

加えて、介護従事者の負担軽減等による職場環境の改善、離職防止及び定着支援に資するため、介護ロボットやICT活用の普及を促進するとともに、介護職員が安心して働くことのできる職場環境及び労働環境を整えるため、介護事業所における各種ハラスメント対策についても支援し、事業者への各種支援や情報提供に努めます。

主な事業

- 鷹栖高校介護職員初任者研修事業
- 外国人介護福祉人材育成支援事業
- 福祉人材確保推進事業

計画見込

区分（単位）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護職員初任者研修修了者数（人）	26	18	15	15
介護に関する入門的研修修了者数（人）	31	20	20	20
外国人介護福祉人材就業者数（人）	5	5	7	9

③低所得者への負担軽減

低所得者がサービスを利用する際の負担を軽減するため、従来から実施している利用者負担軽減制度を継続するとともに、制度の利用促進が図られるよう、制度周知に努めます。

また、在宅の重度の介護者へのおむつの購入費の助成や、在宅サービス費助成の継続実施により、負担軽減を図ります。

主な事業

- 社会福祉法人等利用者負担軽減事業
- 高額介護（予防）サービス費
- 包括的支援事業・任意事業【家族介護支援事業（家族介護用品支給事業）】
- 高齢者在宅生活支援事業【在宅サービス助成】

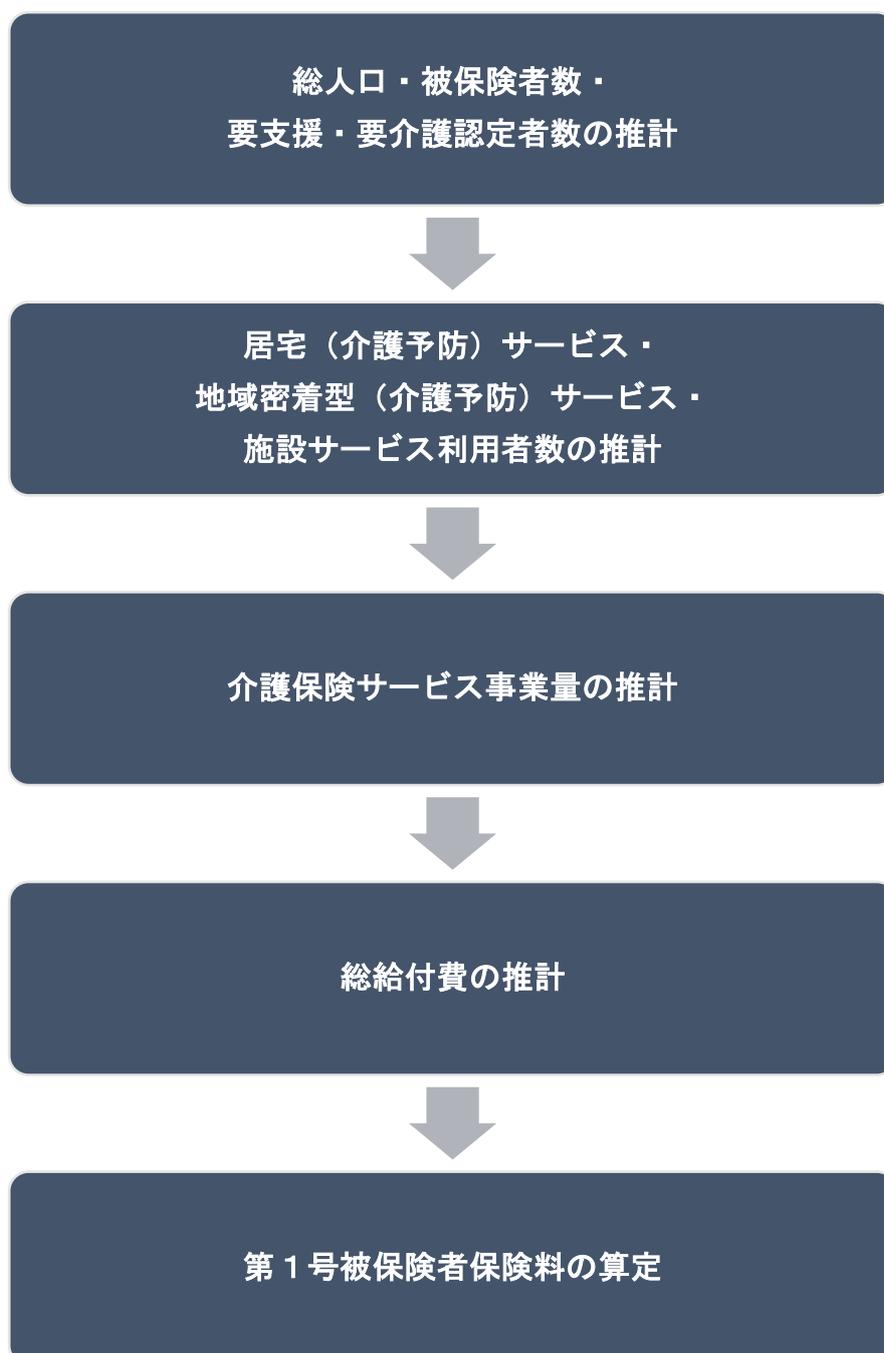
計画見込

区分（単位）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族介護用品支給事業 （おむつ助成）（人）	2	4	5	7

第5章 介護保険事業費の見込み及び介護保険料

1 介護保険料算定の流れ

本計画では、第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までの介護保険サービス事業量及び第1号被保険者保険料額の推計をします。



2 介護給付サービスの利用状況と見込み量

各介護給付サービスについて、厚生労働省提供「見える化システム」を活用し、過去の実績及び現在の町の状況から下記のとおり見込んでいます。

※表記載についての共通事項

給付費	: 年間累計の金額 (千円)
回 (日) 数	: 1月当たりの数 (回・日)
人数	: 1月当たりの利用者数 (人)
伸び率	: 第9期平均値 / 令和5年度の値 * 100

1) 訪問介護

自宅に訪問するホームヘルパーから、身体介護や家事援助など様々な介助などを受けることができます。直接的な生活支援として需要が高く、増加推移する見込みです。

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問介護	給付費	74,340	80,096	81,884	88,011	93,371	102,675	115.6%
	回数	2,274.1	2,468.3	2,544.4	2,698.4	2,855.4	3,142.3	113.9%
	人数	56	54	52	57	58	60	112.2%

2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

在宅の要介護者等に対し、移動入浴車等で居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。在宅療養者の増で、増加を見込んでいます。

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問入浴介護	給付費	1,758	2,630	2,689	3,465	3,697	4,516	144.8%
	回数	12	18	19	23.8	25.2	30.9	143.2%
	人数	3	4	4	5	6	7	150.0%
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0	0	—
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数	0	0	0	0	0	0	—

3) 訪問看護・介護予防訪問看護

病気、加齢等により様々な健康上の問題を抱えている高齢者のうち、医師が必要と認めた要介護者等に対して、医師の指示のもとに療養生活の支援、診療の補助を行います。在宅医療ニーズの高まりから、増加を見込んでいます。

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問看護	給付費	7,459	8,254	8,218	9,160	9,949	10,628	120.6%
	回数	107.8	116.3	111.3	122.9	131.8	139.6	118.1%
	人数	14	15	15	17	18	19	120.0%
介護予防訪問看護	給付費	2,308	2,499	2,686	3,209	2,847	2,872	110.8%
	回数	31.8	35.3	43.2	51.6	44.9	45.2	109.3%
	人数	7	8	7	8	7	7	104.8%

4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問して、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図ります。在宅療養者の増加に伴い、増加を見込んでいます。

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問リハビリテーション	給付費	9,521	9,127	10,654	10,884	12,303	13,098	113.5%
	回数	280.0	264.1	305.5	307.6	346.5	368.2	111.5%
	人数	29	29	34	35	39	41	112.7%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	3,554	2,671	2,941	2,632	2,635	2,635	89.6%
	回数	108.9	79.9	90.0	79.4	79.4	79.4	88.2%
	人数	13	11	12	11	11	11	91.7%

5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が、通院が困難な人の心身の状態や環境を把握した上で、居宅を訪問し、在宅での療養生活を送るために必要な療養上の管理および指導を行います。在宅療養延伸の中で、重要なサービスの一つになっています。

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅療養管理指導	給付費	919	1,380	1,075	1,150	1,324	1,324	117.7%
	人数	13	17	14	15	17	17	116.7%
介護予防居宅療養管理指導	給付費	299	321	323	327	328	328	101.6%
	人数	2	2	2	2	2	2	100.0%

6) 通所介護

要介護状態となった場合においても、可能な限り自立した生活を営めるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行い、孤立感の解消、心身の機能維持、介護者の心身の負担解消を目的としたサービスです。

要介護者の在宅療養支援として増加を見込んでいます。

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
通所介護	給付費	35,044	36,911	40,103	42,863	46,535	49,497	115.4%
	回数	393	391	437	459.8	501.8	528.3	113.6%
	人数	52	56	59	60	63	65	106.2%

7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

在宅の要介護者等が介護老人保健施設等へ通い、日常生活自立のため理学療法、作業療法等による「機能維持回復訓練」「日常生活動作訓練」を受けられるサービスです。リハビリテーションを主とするサービスで、主治医の指示によって受けるものです。医療ニーズの高まりから、増加を見込んでいます。

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
通所リハビリテーション	給付費	10,653	9,711	12,394	13,130	14,564	15,131	115.2%
	回数	102.4	96.3	146.0	152.4	168.2	173.8	112.9%
	人数	14	12	17	18	19	20	111.8%
介護予防通所リハビリテーション	給付費	1,301	2,086	1,745	1,769	1,771	1,771	101.5%
	人数	3	5	4	4	4	4	100.0%

8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

在宅の要介護者等が、介護老人福祉施設に一時的に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護および日常生活上の世話ならびに機能訓練を受けるサービスです。介護者の負担軽減につながる継続した高いニーズがあり、増加を見込んでいます。

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
短期入所生活介護	給付費	30,052	21,255	22,289	26,732	29,957	30,197	129.9%
	日数	322.5	228.9	251.1	296.6	329.8	332.3	127.3%
	人数	17	11	14	16	17	17	119.0%
介護予防短期入所生活介護	給付費	1,106	789	0	0	0	0	—
	日数	14.5	10.4	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数	2	1	0	0	0	0	—

9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に一時的に入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護および機能訓練ならびに日常生活上の世話を受けるサービスです。現状の利用実績の維持を見込んでいます。

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
短期入所療養介護	給付費	280	0	0	0	0	0	—
	回数	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数	0	0	0	0	0	0	—
介護予防短期入所療養介護	給付費	0	0	0	0	0	0	—
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数	0	0	0	0	0	0	—

10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

手すりや歩行器などの福祉用具をレンタルできるサービスです。在宅生活の志向の高まりで増加を見込んでいます。

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
福祉用具貸与	給付費	14,720	13,741	13,139	13,428	14,016	15,100	107.9%
	人数	109	102	102	106	110	115	108.2%
介護予防福祉用具貸与	給付費	2,539	2,540	2,422	2,438	2,488	2,547	102.9%
	人数	50	46	43	43	44	45	102.3%

11) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合にその費用の一部が支給されます。(年12人前後の実績のため、数値が少ないもの)

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
特定福祉用具販売	給付費	896	312	0	0	0	0	—
	人数	2	1	0	0	0	0	—
介護予防特定福祉用具販売	給付費	385	252	250	250	250	250	100.0%
	人数	1	1	1	1	1	1	100.0%

1 2) 住宅改修

在宅でできる限り自立した生活を過ごすため、実際に居住する住宅に手すりの取り付け等の一定の住宅改修を行ったときに、20万円を上限に費用が支給されます。(年12人前後の実績のため、数値が少ないもの)

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
住宅改修	給付費	1,641	1,239	1,107	1,107	1,107	1,107	100.0%
	人数	2	1	1	1	1	1	100.0%
介護予防住宅改修	給付費	929	531	769	769	769	769	100.0%
	人数	1	1	1	1	1	1	100.0%

1 3) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスに入所している人が、日常生活上の支援や療養上の介護を受けるサービスです。現状維持を見込んでいます。

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
特定施設入居者生活介護	給付費	17,783	17,852	13,446	13,636	13,653	13,653	101.5%
	人数	8	9	6	6	6	6	100.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	824	107	0	0	0	0	—
	人数	1	0	0	0	0	0	—

1 4) 居宅介護支援・介護予防支援

介護サービス等を適正に利用できるよう、介護支援専門員が介護サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行います。居宅介護支援は、認定者の増加に合わせ増加を見込んでいます。

区分		第8期			第9期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅介護支援	給付費	24,266	24,785	26,879	28,236	30,345	31,834	112.1%
	人数	126	129	138	143	153	160	110.1%
介護予防居宅介護支援	給付費	3,168	2,840	2,526	2,452	2,347	2,347	94.3%
	人数	59	53	47	45	43	43	92.9%

15) 地域密着型サービス

要介護者等が住み慣れた地域で暮らすことができるように作られたサービスです。原則、その施設のある市区町村に住民票のある方が利用できます。

- 地域密着型通所介護…定員 18 名以下のデイサービスです。
- 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護…訪問や通所、泊り等を複合的に利用するサービスです。町内ではぬくもりの家えん、なごみの家が整備されています。
- 認知症対応型共同生活介護…認知症の人が必要な介助を受けながら共同生活を送る施設サービスです。町内ではなごみの家があります。
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護…小規模な特別養護老人ホームで必要な介助を受けることができます。町内ではぬくもりの家えんがあります。

区分		第 8 期			第 9 期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
地域密着型 通所介護	給付費	2,821	996	287	275	534	518	154.3%
	回数	24.3	8.3	3.6	3.4	6.6	6.4	151.9%
	人数	2	2	1	1	2	2	166.7%
小規模多機能 型居宅介護	給付費	97,695	97,931	86,970	93,253	93,371	101,150	110.3%
	人数	42	40	38	40	40	42	107.0%
介護予防小規模多 機能型居宅介護	給付費	6,190	6,009	3,637	3,689	3,693	3,693	101.5%
	人数	6	6	4	4	4	4	100.0%
認知症対応型 共同生活介護	給付費	57,433	59,014	64,786	62,843	63,545	63,375	97.6%
	人数	18	18	19	18	18	18	94.7%
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	給付費	71,258	69,137	76,670	71,416	70,830	70,830	92.6%
	人数	19	19	22	20	20	20	90.9%

16) 施設サービス

介護保険施設への入所で、日常生活上の介護や療養上のサービスを利用できます。

- 介護老人福祉施設…施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の必要な介助を行うことを目的とした施設です。
- 介護老人保健施設…看護、医学的管理に基づいた介助や機能訓練等を行うことを目的とした施設です。
- 介護医療院…病状の安定している長期療養が必要のために入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理に基づいた介護等の支援や必要な医療を行うことを目的とした施設です。(介護療養型医療施設は、令和 6 年 3 月に廃止、介護医療院へ転換されます)

区分		第 8 期			第 9 期			伸び率
		実績値		見込値	計画値			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
介護老人 福祉施設	給付費	186,259	194,780	203,054	205,921	206,181	206,181	101.5%
	人数	61	63	62	62	62	62	100.0%
介護老人 保健施設	給付費	42,923	37,433	52,046	52,781	52,847	52,847	101.5%
	人数	13	11	15	15	15	15	100.0%
介護医療院	給付費	9,613	22,591	36,592	37,108	37,155	37,155	101.5%
	人数	3	5	8	8	8	8	100.0%
介護療養型 医療施設	給付費	4,849	0	0				
	人数	1	0	0				

3 介護保険サービスの給付見込み

1) 介護予防サービス給付見込み額

(単位：千円)

区分	第8期（実績値）			第9期（計画値）			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
居宅サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,308	2,499	2,686	3,209	2,847	2,872	3,344
介護予防訪問リハビリテーション	3,554	2,671	2,941	2,632	2,635	2,635	2,919
介護予防居宅療養管理指導	299	321	323	327	328	328	328
介護予防通所リハビリテーション	1,301	2,086	1,745	1,769	1,771	1,771	2,271
介護予防短期入所生活介護	1,106	789	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,539	2,540	2,422	2,438	2,488	2,547	2,663
介護予防特定福祉用具販売	385	252	250	250	250	250	250
介護予防住宅改修	929	531	769	769	769	769	769
介護予防居宅介護支援	3,168	2,840	2,526	2,452	2,347	2,347	2,510
居住系サービス							
介護予防特定施設入居者生活介護	824	107	0	0	0	0	0
地域密着型サービス							
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,190	6,009	3,637	3,689	3,693	3,693	3,693
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
合 計	22,603	20,645	17,299	17,535	17,128	17,212	18,747

2) 介護サービス給付見込み額

(単位：千円)

区分	第8期（実績値）			第9期（計画値）			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
居宅サービス							
訪問介護	74,340	80,096	81,884	88,011	93,371	102,675	133,949
訪問入浴介護	1,758	2,630	2,689	3,465	3,697	4,516	5,377
訪問看護	7,459	8,254	8,218	9,160	9,949	10,628	13,201
訪問リハビリ テーション	9,521	9,127	10,654	10,884	12,303	13,098	17,314
居宅療養管理指導	919	1,380	1,075	1,150	1,324	1,324	1,679
通所介護	35,044	36,911	40,103	42,863	46,535	49,497	62,508
通所リハビリ テーション	10,653	9,711	12,394	13,130	14,564	15,131	18,955
短期入所生活介護	30,052	21,255	22,289	26,732	29,957	30,197	39,558
短期入所療養介護	280	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	14,720	13,741	13,139	13,428	14,016	15,100	18,834
特定福祉用具販売	896	312	0	0	0	0	0
住宅改修	1,641	1,239	1,107	1,107	1,107	1,107	1,107
居宅介護支援	24,266	24,785	26,879	28,236	30,345	31,834	39,085
居住系サービス							
特定施設入居者生活 介護	17,783	17,852	13,446	13,636	13,653	13,653	13,653
地域密着型サービス							
地域密着型通所介護	2,821	996	287	275	534	518	776
小規模多機能型居宅 介護	97,695	97,931	86,970	93,253	93,371	101,150	114,996
認知症対応型共同生 活介護	57,433	59,014	64,786	62,843	63,545	63,375	69,351
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	71,258	69,137	76,670	71,416	70,830	70,830	70,830

施設サービス							
介護老人福祉施設	186,259	194,780	203,054	205,921	206,181	206,181	256,034
介護老人保健施設	42,923	37,433	52,046	52,781	52,847	52,847	70,607
介護医療院	9,613	22,591	36,592	37,108	37,155	37,155	51,088
介護療養型医療施設	4,849	0	0				
合 計	702,183	709,175	754,282	775,399	795,284	820,816	998,902

総給付費（介護及び介護予防）

（単位：千円）

区分	第8期（実績値）			第9期（計画値）			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
在宅 サービス	333,842	328,907	324,986	349,229	368,201	393,987	486,086
居住系 サービス	76,040	76,974	78,233	76,479	77,198	77,028	83,004
施設 サービス	314,903	323,940	368,362	367,226	367,013	367,013	448,559
合 計	724,786	729,820	771,581	792,934	812,412	838,028	1,017,649

3) 地域支援事業見込み額

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援総合事業							
訪問介護相当サービス	6,373	5,356	5,940	5,712	6,256	7,073	7,277
(利用者数:人)	(23)	(20)	(21)	(21)	(23)	(26)	(27)
通所介護相当サービス	14,680	12,022	12,420	13,476	13,897	14,739	14,135
(利用者数:人)	(38)	(29)	(30)	(32)	(33)	(35)	(33)
栄養改善や見守りを目的とした配食※	4,822	4,065	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	772	904	1,100	1,100	1,150	1,200	1,122
介護予防把握事業	110	113	0	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	6,322	7,412	7,500	6,500	6,000	6,000	6,271
地域介護予防活動支援事業	4,818	4,418	4,813	4,900	4,930	4,950	4,913
地域リハビリテーション活動支援事業	1,280	1,420	1,480	1,450	1,450	1,450	1,511
上記以外の事業	129	120	150	0	0	0	153
小計	39,306	35,830	33,403	33,138	33,683	35,412	35,382
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業							
地域包括支援センターの運営	4,368	4,448	4,500	4,500	4,500	4,500	4,262
任意事業	6,328	6,467	11,000	11,000	11,100	11,200	11,920
小計	10,696	10,915	15,500	15,500	15,600	15,700	16,182
包括的支援事業(社会保障充実分)							
在宅医療・介護連携推進事業	0	0	22	22	22	22	22
生活支援体制整備事業	7,427	8,297	8,300	4,538	4,538	4,538	4,538
認知症初期集中支援推進事業	145	216	363	363	363	363	363
小計	7,572	8,513	8,685	4,923	4,923	4,923	4,923
地域支援事業費合計	57,574	55,258	57,588	53,561	54,206	56,035	56,487

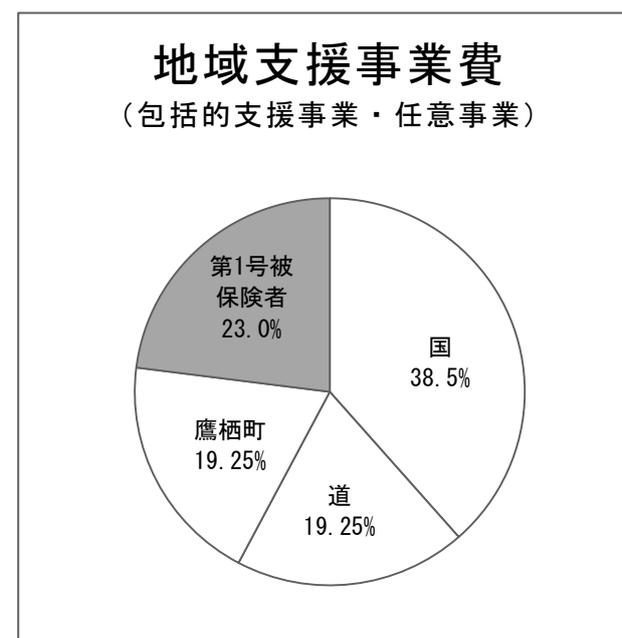
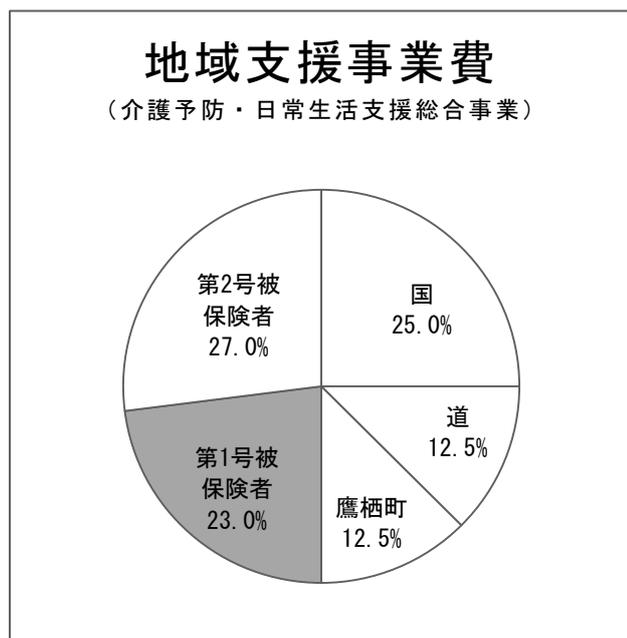
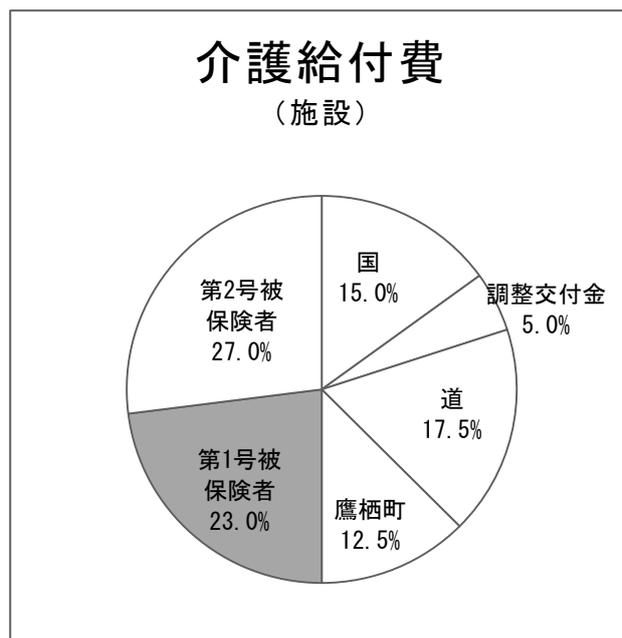
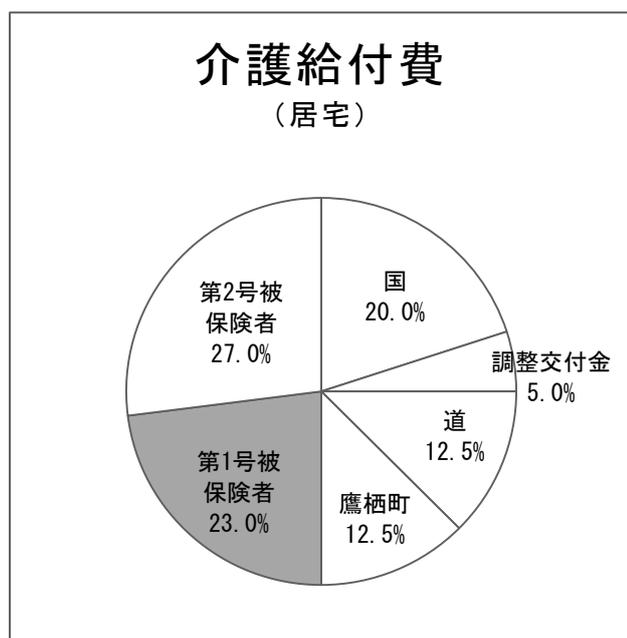
※配食事業は、令和5年度より任意事業に移管

4 介護保険料の推計

1) 介護保険事業費に係る負担割合

介護保険事業費に係る負担割合については、第1号被保険者（65歳以上の方）が納める保険料で23%、第2号被保険者（40歳以上、65歳未満の方）が納める保険料で27%、国及び道及び町の公費で50%を負担します。

これは第8期における負担割合と同水準となります。



2) 保険料収納必要額と保険料基準額の算出

(単位：円)

	第9期			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費見込額 (A)	2,638,399,330	856,918,266	877,724,528	903,756,536
総給付費 (介護・介護予防サービス費)	2,443,374,000	792,934,000	812,412,000	838,028,000
特定入所者介護サービス費等給付額	117,785,411	38,642,962	39,445,602	39,696,847
高額介護サービス費等	67,784,334	22,236,498	22,701,620	22,846,216
高額医療合算介護サービス費等	7,685,411	2,523,568	2,572,728	2,589,115
審査支払手数料	1,770,174	581,238	592,578	596,358
地域支援事業費 (B)	163,804,065	53,561,772	54,206,968	56,035,325
介護保険事業費 計 (A+B)	2,802,203,395	910,480,038	931,931,496	959,791,861

↓

第1号被保険者負担割合 (負担割合：第1号被保険者保険料 23%、第2号 27%、国・道・町 50%)	23%
$2,802,203,395 \text{ 円} \times 23\% = 644,506,781 \text{ 円}$ 【介護保険料収納必要額】	

↓

調整交付金 基準超過交付額 (本来の交付割合による額と、実際に交付が見込まれる額の差。後期高齢者割合や所得分布等に応じて率を調整し最終的な交付額が決定する)	55,667,280 円
$644,506,781 \text{ 円} - 55,667,280 \text{ 円} = 588,839,501 \text{ 円}$	

↓

介護保険事業準備基金 取崩額	50,000,000 円
$588,839,501 \text{ 円} - 50,000,000 \text{ 円} = 538,839,501 \text{ 円}$	

↓

予定介護保険料収納率	99.6%
$538,839,501 \text{ 円} \div 99.6\% \doteq 541,003,515 \text{ 円}$	

↓

所得段階別加入割合補正後被保険者数 (所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた合計×3年間)	6,674 人
$541,003,515 \text{ 円} \div 6,674 \text{ 人} \doteq 81,061 \text{ 円}$	

↓

基準額基礎額【年額】	81,061 円
【月額】年額を12で除した額	6,755 円

↓

第9期保険料基準額【月額】	6,700 円
----------------------	----------------

3) 所得段階別第一号被保険者の推計

	基準額に 対する割合	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階	0.4550	1,239	415	413	411
第2段階	0.6850	879	294	293	292
第3段階	0.6900	762	255	254	253
第4段階	0.9000	771	258	257	256
第5段階	1.0000	780	261	260	259
第6段階	1.2000	1,028	344	343	341
第7段階	1.3000	954	319	319	316
第8段階	1.5000	310	104	103	103
第9段階	1.7000	138	46	46	46
第10段階	1.9000	45	15	15	15
第11段階	2.1000	27	9	9	9
第12段階	2.3000	18	6	6	6
第13段階	2.4000	63	21	21	21
合計		7,014	2,347	2,339	2,328
所得段階別 加入割合補正後 被保険者数(人)		6,674	2,233	2,226	2,215

4) 所得段階別保険料

介護保険料は、所得金額や課税年金収入額によって保険料率を設定しています。

本町における第1号被保険者の所得段階は第8期計画では9段階でしたが、国基準の見直しに伴い第9期計画では13段階とします。

また、第1段階、第2段階及び第3段階の方に対し、国の基準に従い、公費を投入して低所得者層の保険料を軽減しています。

段階	区 分		乗率	年額保険料 (円)	
第1段階	非課税世帯	本人非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 合計所得金額（公的年金等の所得除く） と課税年金収入額が80万円以下の人	0.285 [0.455]	22,900
第2段階			合計所得金額（公的年金等の所得除く） と課税年金収入額が80万円を超え120 万円以下の人	0.485 [0.685]	38,900
第3段階			世帯全員が住民税非課税で、第1段階・ 第2段階以外の人	0.685 [0.69]	55,000
第4段階	課税世帯	本人課税	合計所得金額（公的年金等の所得を除く） と課税年金収入額の合計額が80万 円以下の人	0.9	72,300
第5段階 【基準額】			住民税課税世帯で、本人は住民税非課税 で、第4段階以外の人	1.0	80,400 【月6,700】
第6段階			合計所得金額が120万円未満の人	1.2	96,400
第7段階			合計所得金額が120万円以上210万円未 満の人	1.3	104,500
第8段階			合計所得金額が210万円以上320万円未 満の人	1.5	120,600
第9段階			合計所得金額が320万円以上420万円未 満の人	1.7	136,600
第10段階			合計所得金額が420万円以上520万円未 満の人	1.9	152,700
第11段階			合計所得金額が520万円以上620万円未 満の人	2.1	168,800
第12段階			合計所得金額が620万円以上720万円未 満の人	2.3	184,900
第13段階			合計所得金額が720万円以上の人	2.4	192,900

※乗率の[]内は、公費による低所得者の負担軽減前の率

【参考】第1号被保険者の介護保険料基準額の推移

期	期間	基準額月額 (円)
第1期	平成12年度～平成14年度	3,000
第2期	平成15年度～平成17年度	4,100
第3期	平成18年度～平成20年度	4,400
第4期	平成21年度～平成23年度	4,600
第5期	平成24年度～平成26年度	4,800
第6期	平成27年度～平成29年度	5,700
第7期	平成30年度～令和2年度	6,400
第8期	令和3年度～令和5年度	6,700
第9期	令和6年度～令和8年度	6,700

第6章 計画の推進について

1 計画の推進体制

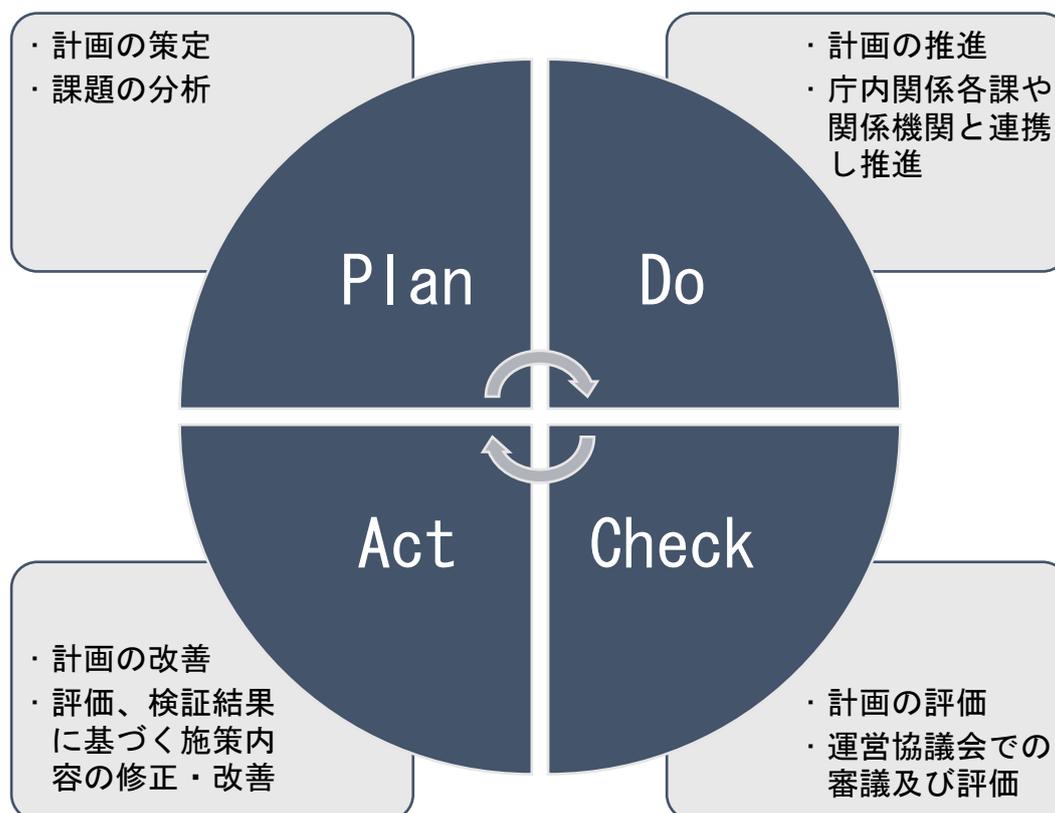
本計画は、介護保険事業及び老人福祉事業の安定した供給や円滑な遂行を目標としており、ひいては誰もが住み慣れた町で暮らし続けることができる地域づくりを目指すものです。

そのためには、介護・福祉・保健・医療・防災等の全庁的な連携はもちろんのこと、町民・福祉関係団体・医療機関等の地域の方々との連携が不可欠です。また、国や北海道からの情報収集、町民のニーズの把握に努めるとともに、介護保険サービスや介護予防などの事業、地域福祉活動など地域に根差した事業の推進に努め、広報誌やホームページ等を活用しながら、情報発信や広報活動を行います。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、公募委員や福祉関係者等から構成される「鷹栖町地域包括支援センター運営協議会」において定期的に施策の進捗状況を報告し、意見をいただくなど、計画の進行管理等に努めます。

また、状況の変化により、見直しを図るべき施策・事業がないかなどについて、評価を行い、今後の施策に生かすためにPDCAサイクルを活用していきます。



用語解説

用語	解説
あ行	
一般介護予防事業	全ての第1号被保険者が対象となる介護予防事業です。
か行	
介護給付	要介護の認定を受けた方が介護保険で利用できる介護サービスのことです。
介護給付適正化	介護サービスを必要とする利用者に対し、適切なケアマネジメントにより、真に必要なサービスが適正に給付されることを目的とした取り組みです。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要支援・介護認定者等からの相談に応じて適切なサービスが利用できるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成や事業者等との連絡調整を行う専門職です。
介護認定審査会	医師・保健師及び社会福祉士などの保健・医療・福祉の専門家で構成する要介護認定の審査判定機関です。
介護予防	健康な生活を長く続け、状態にならないようにすること。また、介護が必要となった場合に、それ以上度合いが増さないように改善していくこと。
介護予防・日常生活支援 総合事業	要支援認定者等を対象に、介護予防、生活支援事業等の多様なサービスを提供します。
介護療養型医療施設	療養病床を有する病院等で、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方に、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護等の世話および機能訓練等を行うことを目的とした施設です。令和6年度末に廃止、介護医療院へ転換されます。
居宅サービス計画 (ケアプラン)	認定者が、介護保険サービスや、保健・医療・福祉サービスを適切に利用することができるよう、個々の心身の状況や家庭環境、利用希望などを勘案して作られたサービス計画。
権利擁護	認知症や精神障がい、知的障がいにより判断力が十分でない方に対し、生活や財産を保護、契約代行など法律的に支援を行います。
高額介護サービス費	介護サービス費が所得に応じて設定された上限額を超えた場合、申請により超過分が高額介護サービス費として払い戻しされます。
後期高齢者	75歳以上の方

用語	解説
高齢化率	総人口における 65 歳以上の方の割合
さ行	
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造住宅で、相談員が配置され、安否確認と生活相談サービスを提供する施設（ぬくもりの家たかほ）
児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談、支援を行う。
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動推進を目的とした営利を目的としない民間組織です。地域の福祉活動の拠点となっています。
就労支援コーディネーター	対象者の生活環境等の状況を把握、本人の希望、経験、能力などを勘案し、適切な就労メニューの選定支援を行う。また、対象者の就労後の活動状況を支援するため、助言、指導を行う。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備の推進を目的に、地域において生活支援・介護予防サービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。
生活習慣病	食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する症候群。脳卒中、高血圧、心臓病、がん、骨粗しょう症、歯周病などがあげられます。
成年後見制度	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などに、契約等の手続きや決定の代行などを行う制度。
た行	
第 1 号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち 65 歳以上の方。
第 2 号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち 40 歳以上 65 歳未満の方。
団塊の世代	第 1 次ベビーブームの時期に生まれた世代を指します。2025 年に 75 歳以上（後期高齢者）となる世代であり、他の世代と比べ人口に占める割合が大きいことから、介護及び医療等あらゆる方面に影響が出るとされています。
地域ケア会議	地域包括支援センターが中心となり、多職種が連携して高齢者への支援について協議する会議です。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で介護・医療・生活支援サービスを受けられるよう市町村が中心となり、「住まい」「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」を包括的に支援する体制です。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健・医療・介護・福祉の側面から高齢者を支える総合相談窓口です。

用語	解説
な行	
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を見守る人のことです。
認知症対応型共同生活介護	認知症状態にある高齢者を対象とし、共同生活の中で、入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の世話を受けることができます。(鷹栖なごみの家)
認知症対応型通所介護	認知症の利用者が、通所介護施設に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、を受けられるサービスです。
認定率	第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合。
は行	
バリアフリー	高齢者や障がいのある人が社会参加を困難にしているすべての分野での障壁を除去するという意味で用いられています。
福祉委員	町内会の推薦により社会福祉協議会が委嘱する地域の福祉ボランティアです。身近な地域における住民の見守りや声掛け、相談対応などの活動を行っています。
ま行	
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。無報酬で、地域福祉推進の担い手として活動しています。
や行	
有料老人ホーム	民間で運営されており、サービス費用及び入居費用が自己負担となる高齢者施設です。入居条件や費用、生活スタイルなど種類の豊富さが特色です。
要介護	自分ひとりで日常生活を送ることが難しく、誰かの介護が必要な状態
要支援	日常生活は自分で行えるが、多少の支援が必要な状態

第9期鷹栖町介護保険事業計画
鷹栖町高齢者福祉計画

令和6年3月発行

編集 鷹栖町健康福祉課健康長寿係
〒071-1201 北海道鷹栖町南1条3丁目2番1号
電話 0166-87-2112 F A X 0166-87-2226